

後見センターだより（第40回）

1 はじめに

後見センターでは、これまでも、本人の手続行為能力や申立意思を確認する有益な資料として、本人に対する説明内容やその説明に対する本人の反応について、具体的に報告を受けるための書面（説明状況報告書）を求める場合がありました（本連載第25回参照。）¹。この運用は、後見等²開始の申立手続を代理する弁護士において、その手続代理の委任状に署名押印してもらうまでに、申立ての内容や後見等が開始された際に発生する法律効果について本人から理解を得た上で、本人の申立意思を確認していることを前提としたもので、この点は現在も同様と考えています。

その後、第二期成年後見制度利用促進基本計画³が閣議決定されましたが、第二期基本計画では、本人の意思決定支援を重視した成年後見制度の運用の推進が掲げられています⁴。

このように意思決定支援が重視されるようになってきていることも踏まえて、後見センターでは、従前よりもやや広い範囲で説明状況報告書の提出をお願いすることとしました。そこで、今回の後見センターだよりでは、後見等開始事件を念頭に、申立て準備段階における意思決定支援の意義及び説明状況報告書の提出をお願いする場合について説明するとともに、改めて、説明状況報告書に記載していただきたい内容についても説明します。

¹ 本連載第25回では、「説明等報告書面」と呼んでいましたが、説明等報告書面と呼ぶか説明状況報告書と呼ぶかによる違いはありません。

² 後見、保佐、補助を総称して「後見等」といいます。

³ 「第二期基本計画」といいます。

⁴ 第二期基本計画1頁参照。

2 申立て準備段階における意思決定支援の意義

第二期基本計画において、意思決定支援⁵は権利擁護支援の重要な要素として位置づけられ、意思決定支援の理念が地域に浸透することによって、成年後見制度を含む必要な支援へ適時・適切につなぐことができるようになるとされています⁶。そして、権利擁護支援を行う場面は、後見等開始後の場面のみならず、後見等開始までの場面も含まれていること⁷からすれば、後見等開始の申立てを準備する場面も、意思決定支援の考え方を理解し、実践すべき一場面であると位置づけられます。

意思決定支援を行うに当たっては、本人に関わる支援者が、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すことになります。また、第二期基本計画では、後見人等⁸が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たって、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が「チーム」となって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要であるとされています⁹。

こうした意思決定支援の方法を、後見等開始の申立てを準備する場面で考えますと、申立手続を代理する弁護士は、「チーム」の一員として、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出しながら、申立手続に関与していくことになると整理してよいと考えられます。特に申立手続代理人自らが後見人等の候補者となる場合においては、後見人等に選任された後は「チーム」の一員として他の支援者らと共に意思決定支援を実践していくことになるわけですから、申立手続段階においてこれを実践していくよう求めても違和感はないと思われます。

⁵ 意思決定支援の詳細については、本連載第36回参照。

⁶ 第二期基本計画11頁参照。

⁷ 第二期基本計画24頁参照。

⁸ 成年後見人、保佐人及び補助人を総称して「後見人等」といいます。

⁹ 第二期基本計画11頁参照。

このような視点から、説明状況報告書の提出を求める範囲を広げたいと考えています。

3 説明状況報告書の提出をお願いする場合

(1) 説明状況報告書は、意思決定支援の実践として重要な意味を持つとともに、後見等開始の申立ての審理では、事案によっては、受理面接や家庭裁判所調査官による調査を経ることなく審判まで至ることとなり、迅速な審理につながるという側面もあります。

こうした説明状況報告書の意義や効果を踏まえると、説明状況報告書の有効な活用を期待できる場合や、逆に期待しにくい場合について、以下のように指摘することができます。

(2) 本連載第25回で説明した運用は、本人が後見等開始を申し立てた際に、その手続代理人に対し、説明状況報告書の提出を求めるというもので¹⁰、前述した弁護士の活動を踏まえると、本人による申立て（本人申立て）において手続代理人が関与した場合であれば説明状況報告書の活用が考えられます。

また、親族が申し立てる場合（親族申立て）であっても、後見等開始の審判をするためには本人の陳述の聴取¹¹や本人の同意を得る必要がある上、一旦後見等が開始されれば意思決定支援を踏まえて後見等事務を行うことに変わりはありませんので、たとえ親族が申立人になるとしても、申立手続代理人において、本人の考え方や意思を引き出しながら申立手続を準備することは重要であると考えられます。また、親族申立ての事案であっても、本人申立ての事案と同様、説明状況報

¹⁰ 本連載第25回の第2項参照。

¹¹ 後見開始の場合は、心身の障害により陳述を聞くことができない場合を除きます（家事事件手続法120条ただし書）。

告書の活用によって迅速な審理につながることも考えられます。そうすると、親族申立ての事案であっても、説明状況報告書を有効に活用できる事案はあると考えられます。

(3) 他方で、本人との間で有意なやり取りができない場合¹²は、そもそも説明状況報告書を作成できない場合であると考えられます。

また、意思決定支援は、必要な情報が本人に提供されることを前提にしているため、後見開始の法的な効果やその後の後見事務等について十分な知識を持った専門職が申立手続に関与していなかつたり、本人への説明等の場にいなかつたりする場合には、意思決定支援が適切に行われたとはいえませんし、説明状況報告書も適切なものが作成できるとは限らないと考えられます。

このような場合には、家庭裁判所調査官による調査などを活用することが考えられます。

(4) ここまでを踏まえると、本人申立てか親族申立てか、後見か他の法定後見の類型か¹³、といった点にかかわらず、専門職が後見等開始の申立手続に関与しており、かつ、本人と有意なやり取りができるときには、説明状況報告書の活用が有意義である、ということになりますので、このような場合には、説明状況報告書の提出をお願いすることがあります。

¹² 言葉によるやり取りができないというだけで、本人の陳述聴取が不能であるということはできません。言葉によるやり取りができない場合であっても、例えば首を振る、頷くなどの非言語的反応により有意なやり取りができる場合もあります。そのような場合には、説明や質問の際の周囲の具体的な状況に加えて、本人の反応の様子等を説明状況報告書に記載していただくことが考えられます。

¹³ 説明状況報告書の活用と同様、受理面接の省略を考えられる運用として、本連載第5回では、受理面接に代わって詳細な事情説明書等を提出することによって後見開始の審判を行う書面審理を紹介しました。この書面審理は、後見開始の申立事件に限定していましたが、意思決定支援の重要性は後見とそのほかの類型とで異なるものではなく、保佐や補助の制度利用においても説明状況報告書を活用できると考えられます。

(5) もっとも、第二期基本計画における意思決定支援は、本人の支援者等により構成される「チーム」として実践されることが重視されています。そうすると、例えば、親族間に対立のある場合等で、一方の親族が、実際に本人の生活を支援してきた支援者との関係が希薄なまま、本人の同意が得られたとして後見等開始を申し立てるときには、「チーム」として意思決定支援が行われたとは言えませんし、意思決定支援の意義を踏まえた説明状況報告書を作ることも期待できないと考えられます。そのほか、専門職の関与の仕方などにバリエーションがあり、それに応じても説明状況報告書の持つ意味合いは変わってくるものと考えられます。

こうした考慮もあるため、上記(4)の場合に該当することのみをもって、説明状況報告書の作成を一律に求めることまでは予定しておりません。

4 説明状況報告書への記載をお願いする内容¹⁴

- (1) 説明状況報告書は、後見等開始の制度利用や代理権及び同意権の付与について、専門職が本人に具体的な説明をしたことや、それらの説明に対して本人が了承していることを示す資料として、活用することになります。
- (2) 後見等開始については、後見・保佐・補助の開始によって発生する主要な法律効果¹⁵について本人に説明していただき、その説明に対し

¹⁴ 本連載第25回の第3項参照。同項では、説明の方法の工夫や本人の反応に関する記載の留意点にも言及されています。

¹⁵ 後見の場合であれば、①家庭裁判所が成年後見人を選任するため、希望する候補者がいたとしても、必ずしも候補者が成年後見人に選ばれるとは限らないこと、②成年後見人が包括的な代理権を有すること、③日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、単独で有効な法律行為を行えなくなること、④家庭裁判所が定めた金額の報酬を本人の財産から成年後見人に支払う必要があること、⑤一旦後見が開始されると、本人の判断能力が回復して後見開始審判が取り消されない限り、本

て本人が了承していることを記載していただくことになります。

代理権及び同意権の付与については、代理権及び同意権の付与を求める個別の内容について、その必要性とともに本人に説明いただき、その説明に対して本人が了承したことを記載していただくことになります。

これまでに提出していただいた説明状況報告書の中には、専門職から本人への説明が概説的なものにとどまっていたり、一部の代理権や同意権の付与についての説明等にとどまっていたりするものも散見されます。こうした説明状況報告書では、個別の代理権や同意権の付与について本人に十分に確認したと認めることができません。

(3) 説明状況報告書への記載をお願いする内容についての一般的説明としては、以上のようにになりますが、説明状況報告書に記載すべき本人への説明内容や説明に対する本人の応答の詳細さは、求められる同意や陳述の対象が類型によっても異なりますし、本人の能力や状態によっても異なってきます。このため、後見センターでは、標準的な書式を示すことは予定していませんが、個別の事件における記載方法でご不明点があれば、担当書記官にお問い合わせください。

5 おわりに

(1) ここまで、後見等開始事件を念頭に説明状況報告書の運用拡大について説明しましたが、居住用不動産の処分許可申立事件や郵便物等の配達の嘱託申立事件など、本人の意向を確認する事件類型は他にもあり、こうした事件においても、説明状況報告書の果たす役割は大きいと考えています。

人が死亡するまでその効果が継続すること、といった点が挙げられます。

(2) 説明状況報告書を作成するために、本人の能力に応じた説明方法や本人の反応を的確に汲み取る方法を模索することは、後見人等が選任された後の意思決定支援にもつながるものと考えられます。後見センターでは、説明状況報告書の作成を通じて、意思決定支援の実践がより一層進んでいくことを期待しています。

◎小窓 「初回の財産目録等の提出について」

初回の財産目録及び収支予定表は、①自薦で選任された後見人等（監督人を含む。）は確定日から1か月以内に、②専門職団体の推薦により選任された後見人等は確定日から1か月と3週間（総合支援型後見監督人においては2か月と1週間）以内に提出をお願いしています。なお、未成年後見人や任意後見監督人の選任の審判は、告知と同時に効力が発生するため、審判書謄本の送達日から起算した期限となりますので、ご注意ください。

後見人等においては、従前から早急に各種手続をとって期限内の提出に努めていただいているが、登記事項証明書の取得手続や金融機関での手続、昨今の郵便事情等から、期限内の提出が難しい場合もあるようです。期限内の提出が難しい特別な事情がある場合は、①その事情と②提出見込み時期を記載した連絡票を裁判所にご提出ください。

成年後見及び未成年後見については、財産目録作成に関する期間伸長の手続（民法853条1項ただし書）がありますが、保佐、補助及び任意後見については、こうした手続がないことにもご注意ください。

なお、初回の財産目録等提出後、後見人等（総合支援型後見監督人は除く※）には、本人の誕生月に定期報告を提出していただいているが、初回の財産目録等提出から6か月以内に誕生月がくる場合は、報告時期が近接していることから、翌年の誕生月に報告していただくことで差し支えありません。

以上、書記官の視点からのお願いです。ご協力いただけすると大変助かります。よろしくお願ひします。

※総合支援型後見監督人には、審判確定日から9か月後に2回目の報告を提出していただいています。